

令和2年1月27日

被保険者、被扶養者の皆様へ

伊藤忠健康保険組合



## 被扶養者認定要件の制度改正（国内居住要件追加）についてのお知らせ

この度、健康保険法の改正により令和2年4月1日から健康保険の扶養家族認定要件に「日本国内に住所を有する」（国内居住要件）が追加されます。

これにより現在健康保険の扶養家族になっている方であっても、住民票がない方や、住民票があっても国内に生活基礎があると認められない場合は、健康保険の扶養家族から外れることとなります。

4月1日以降に扶養加入される方は、国内居住者は【国内居住要件】として住民票の写し、海外居住者は【国内居住要件の例外】（下表参照）の、例外事項の確認書類のご提出が必要です。

尚、4月1日以前より海外居住中の被扶養者（駐在帯同及び、駐在残留家族除く）で、【国内居住要件の例外】に該当しない方は、健康保険の扶養から外れますので、【被扶養者異動届（削除）】と扶養家族の方の【健康保険証】を会社へ提出ください。

### 【国内居住要件の例外】

	例外事項	確認書類（いずれか1つ）
1	外国において留学する学生	査証（ビザ）、学生証（IDカード）、在学証明書、入学証明書等の写し
2	外国に赴任する被保険者に同行する者	査証（ビザ）、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書の写し
3	就労以外の目的で一時的に渡航するもの（観光、保養、ボランティア活動等）	査証（ビザ）、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等
4	被保険者が外国赴任中に結婚、出生等で身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
5	1~4の他に渡航目的、その他の事情で日本国内に生活の基礎があると認められるもの	事情により個別対応

本件に関する問い合わせ : 伊藤忠健康保険組合 06-7638-3091  
E-mail : itckh@itochu. cp. jp  
以上